

## 博士学位申請論文審査報告書

博士学位申請者 大嶋 えり子

論文題目 「フランスにおけるアルジェリアの記憶の公的承認：  
1990年代以降の移民統合および国民的結合を促進する政策の観点から」

論文書式 A4 横書き (40字×36行)、目次・略語一覧など7頁、  
本文・脚注158頁、文献一覧11頁、付録8頁

受理決定日 2017年2月24日

審査委員 主査: 中村 英俊 早稲田大学大学院政治学研究科准教授 (ヨーロッパ統合論)  
副査: 都丸 潤子 早稲田大学大学院政治学研究科教授 (国際移動論)  
副査: 森 千香子 一橋大学大学院法学研究科准教授 (フランス政治社会論)

最終口頭試問実施日 2017年3月28日 (15:00~17:00) 於: 3号館808教室

早稲田大学大学院政治学研究科

## 1. 論文の構成

本論文は、序章、第1部・総論（第1章および第2章）、第2部・事例研究（第3章から第5章）、および終章から構成されている。詳しい構成は、以下の通りである。

目次； 略号一覧、図表・付録一覧、初出論文一覧、付記、注意事項

### 序章

#### 第1節 問題意識と研究目的

##### 第1項 政治と和解における記憶

##### 第2項 フランスとアルジェリア—背景と研究目的—

#### 第2節 論文の構成

#### 第3節 先行研究の検討

##### 第1項 記憶と隣接概念

##### 第2項 記憶に対する世界的な関心の高まり

##### 第3項 フランスの植民地支配に関連する記憶

##### 第4項 記憶関連法の制定

##### 第5項 国立移民歴史館

##### 第6項 引揚者とアルジェリア在住フランス人史料センター

#### 第4節 本研究の学問的位置づけ

#### 第5節 研究枠組み—承認、および、植民地支配に伴う暴力について—

##### 第1項 ホネットの承認論と記憶の承認

##### 第2項 植民地支配に伴う暴力

##### 第3項 用語について

#### 第6節 研究方法

#### 第7節 研究意義

### 【第1部 総論】

#### 第1章 戦後における記憶の承認

##### 第1節 ホロコーストの記憶

##### 第2節 植民地支配と奴隷貿易・奴隷制の記憶

###### 第1項 ダーバン会議における奴隷貿易・奴隷制および植民地支配

###### 第2項 ダーバン会議の意義

###### 第3項 フランスにおける奴隷貿易・奴隷制の記憶

##### 第3節 記憶の承認をめぐる比較検討

###### 第1項 承認の要求における成功例

###### 第2項 承認が実現しなかった事例

###### 第3項 記憶の承認が実現する条件

###### 第4項 アルジェリアの植民地支配と独立戦争における被害

###### 第5項 アルジェリアの植民地支配と独立戦争における複雑なアクター間の関係

#### 第4節 まとめ

## 第2章 移民統合と国民的結合

### 第1節 移民の問題視から移民統合および国民的結合へ

#### 第1項 移民統合政策の背景と意図

#### 第2項 移民統合と国民的結合の関係

### 第2節 平等原則と政策

#### 第1項 憲法上の原則

#### 第2項 移民統合と国民的結合と平等原則

### 第3節 国民的結合と移民統合を促進するための記憶の承認

### 第4節 まとめ

## 【第2部 事例研究】

### 第3章 国民的結合を促進する記憶の承認

#### 第1節 アルジェリア戦争法と帰還者法

##### 第1項 アルジェリア戦争法の概要と法案提出までの過程

##### 第2項 帰還者法の概要と法案提出までの過程

#### 第2節 アルジェリア人とハルキの記憶

#### 第3節 植民地支配と独立戦争におけるフランスの責任

#### 第4節 両国間の和解

##### 第1項 二つの法律における和解の位置づけ

##### 第2項 アルジェリアとの関係悪化

#### 第5節 フランスにおける国民的結合

#### 第6節 まとめ

### 第4章 移民統合を促進する記憶の承認

#### 第1節 移民の歴史を紹介するプロジェクト

#### 第2節 ポルトドレ宮と植民地支配の関係

##### 第1項 ポルトドレ宮の歴史と来訪者への説明

##### 第2項 ポルトドレ宮と国立移民歴史館

#### 第3節 国立移民歴史館に見るアルジェリアの記憶

##### 第1項 常設展におけるアルジェリアの記憶

##### 第2項 エル・ヤザミーシュワルツ報告書とセンター検討委員会におけるアルジェリアの記憶の承認をめぐる議論

##### 第3項 移民統合を目的に据えた移民博物館の政策的背景

##### 第4節 まとめ

### 第5章 承認要請を行う共同体の様態と公的機関による対応 112

#### 第1節 ピエ・ノワール、帰還者、アルジェリア在住フランス人など一呼称と法制度一

#### 第2節 アルジェリア在住フランス人史料センター (CDDEFA) の概要

#### 第3節 「アルジェリアニストの会」 (CA) とは

#### 第4節 CDDEFA の常設展に見る植民地支配の肯定と「アルジェリア在住フランス人」の被害者性

#### 第5節 ペルピニャン市と引揚者

第1項	政府による引揚者の受け入れ
第2項	ペルピニャン市と引揚者
第3項	CDDFA 開設に向けた CA の活動
第4項	否定されるべきコミュニタリズム—自治体のみならず政府によっても許容される現象
第6節	異なる記憶の承認を要請する運動としての CDDFA 設立反対運動
第7節	まとめ
終章	
第1節	本研究の発見
第2節	記憶の公的承認が浮き彫りにするフランス政治
第3節	今後の研究課題
第4節	責任と和解
第5節	反悔悛言説に抗する
第6節	フランスとアルジェリアの問題を超えて
文献一覧	
付録	

## 2. 論文の概要

フランスにおいてアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶（アルジェリアの記憶）は公的に承認されずにいたが、1990年代以降、フランスの政府や自治体は態度を変えた。本論文は、なぜこのように態度が変化したのかを問い、どのような国際的および国内的な文脈で何のためにフランスがアルジェリアの記憶を公的に承認したのかを明らかにする。

以下、本論文の概要について、各章ごとに紹介する。

序章は、まず、過去の語り方に関する二つの概念、すなわち、歴史もしくは歴史学（証拠に基づき史実を構築し、普遍的な論を展開することを目的としている知的営み）と記憶（神話の誕生や忘却を容易にする、社会による過去の情緒的な再構築）を明確に区別する。そして本論文は「記憶の承認」を「記憶を排除もしくは否定する行為をやめ、記憶を少なくとも形式的に肯定すること」と定義する（第1節）。本章はさらに、和解を達成するためにも被害の記憶に注目する重要性があるとの問題意識の下で先行研究を検討する（第3節）。

研究の枠組みとしては、まずホネット(Axel Honneth)の承認論に従って、記憶の承認とは、法的承認だけでなく、価値評価という承認の様式でもあることを研究枠組みとして明示する（第5節第1項）。つぎに、植民地支配に伴う暴力に注目するが、それは社会通念上の物理的・身体的な毀損を伴う行為ではなく、支配者—被支配者関係の中で生じ、この非対称な関係を維持するために生じた行為や制度を指すものと捉える（同節第2項）。こうした植民地支配に伴う暴力を、どのように旧宗主国と旧植民地がともに乗り越えていくのか、あるいは乗り越えるに際してどういった問題が生じるのかなどといった問いが本論文の根源にあることを本章は表明する。これらの問いは、旧宗主国内に在住する旧植民地出身者やその子孫が、植民地支配に伴う暴力の加害国社会で傷つかずに生活するために誰が何をすればよいのか、という国境を越えた移動と移動後の生活に関わるさらなる問いを投げか

ける。こうした問いは、国家間関係を考察する国際政治学を超え、政府や自治体、市民団体といった多様なアクターや人の移動、植民地支配といった事象を研究する国際関係論の射程内にある（第4節）。

第1章は、第二次世界大戦後の記憶に対する関心の高まりについて、ホロコースト、および、植民地支配と奴隷貿易・奴隷制の記憶の承認の事例を通じて検討する。ホロコーストに関しては法的承認および価値評価があった一方で、奴隷貿易・奴隷制に関しては法的承認がなく、価値評価は限定的にしかなされなかったことを明らかにする。こうした相違がなぜ生じるのかを理解するために、本章は以上の二つの事例に加え、国家の政策や行動が特定の属性を持つ人々の生命や財産を脅した、あるいは差別的な制度の下に置いた事例として、ドイツ領南西アフリカにおけるヘレロ人迫害と日系人強制収容も検討する。比較検討の結果、こうした被害者を生む政策や行動が生じた時点から被害者による承認の要求までの時間の経過の長短および被害者を生む政策や行動を犯罪とする法的根拠の有無が承認の有無に影響すると結論付ける。さらに、アルジェリアの植民地支配と独立戦争における国家の行為に関しては、事柄を細分化した上で経過した時間の長短と法的根拠の有無を検討する。表1は、こうした事例の比較検討をまとめている。

本章は、アルジェリアの記憶の承認は1990年代以降に現れ、事例が多数に上る一方で、部分的であるのみならず、選別的であることを付言して、アルジェリアの植民地支配と独立戦争における複雑なアクター間の関係を整理する（第3節第5項）。フランスの公的機関がこうした選別的なアルジェリアの記憶の承認をどのように行ったのかを明らかにするため、次章はフランスの具体的な政策に引きつけて検討する。

第2章では、フランスの公的機関によるアルジェリアの記憶の承認の政策的背景を検討した上で、移民統合(intégration)と国民的結合(cohésion nationale)の促進のためにフランスの公的機関はアルジェリアの記憶を承認した、という仮説を立てる。公的機関が大小を問わず特定の集団が有する記憶を扱い、集団が有する記憶を承認する(しない)と決定することは、その集団を権力がどう扱おうとしているのかという問題に直結する。記憶を承認されるかどうかは集団(あるいは集団に属する個人)のアイデンティティに深く影響する。したがって、移民統合と国民的結合を促進する政策は、フランス政府によるフランス社会の成員の扱い方、そして、政府が成員に持たせたいアイデンティティに関わる領域に位置づけられる政策であり、記憶の承認と密接に関わる。

本章は、統合高等評議会(Haut Conseil à l'Intégration)報告書などの資料に依拠しながら、フランスの公権力の認識の中で、移民統合、国民的結合、そしてコミュニタリズム(communautarisme)がどのような関係にあるのかを明らかにする。統合は移民と受け入れ社会の成員の対称な関係を前提としているが、多文化主義政策との違いを鑑みると、実際には移民統合は同化(assimilation)に近似する。国家は「他者」に関わる政策として移民の統合を推し進めると同時に、「我々」に関しては国民的結合の促進を試みる。国民的結合の目的は「市民たちを統一する絆を維持し、共に生き、同じ国民に属したいという市民たちの願望を永続させる」ことになる(Franck David)。他方で、コミュニタリズムとは、共同体(構成員たちが強固な結びつきや共通の経験を有している集団)による権利要求や閉鎖的様態が、社会が一体となることを阻み、社会の中に境界線を引くという現実または想像上の現象を指し、共同体主義とも訳しうるこのフランス語は否定的な意味で利用される。

フランス政治においてコミュニタリズムは、国民的結合にとっての脅威を成しており、それを防止するために移民統合という手段が必要だという考え方が支配的になる。こうして、図 4 や図 5 が示すように、移民統合や国民的結合を促進する政策は地続きの関係に位置づけられる。

公的な記憶の承認は国民的結合と移民統合を目的としていたという仮説は、一見すると共和国モデルに反していた特定の共同体の記憶の承認が実際には共和国モデルに則って実現していたという仮説であると言い換えることができる。その結果、排除されてきた記憶は国民が共有する（するべきとされる）記憶に包摂され、一見「より公正」な記憶の形成が実現するように思える。しかしながら、アルジェリア人移民などのフランス社会への同化、言い換えれば出自などに基づく文化的特徴の抑制が記憶の承認の目的だったといえ、記憶を承認することこそ、コミュニタリズムを回避する方法だったともいえる。

第 2 章で導出した仮説を、第 2 部（第 3 章から第 5 章）は、事例研究を以て検証する。

第 3 章では、アルジェリアの記憶を承認する記憶関連法(*loi mémorielle*)を二つ取り上げる。一つ目は「アルジェリア戦争」という呼称を公式に認める法律であり（1999 年に制定）、二つ目はアルジェリア独立戦争時あるいはその直後にフランス本土に移住したフランス人引揚者を主に含む「帰還者」と呼ばれる者への謝意の表明と交付金に関する法律（以下、帰還者法）である（2005 年に制定）。この章では、この二つの法律が国民的結合を促進するものであることを、条文の文言や審議における議員らの発言、委員会の報告書などの分析によって明らかにする。つまり、いずれの法律も、国民全員が同じように過去を理解することが国民的結合につながる、という前提で制定されている。

もっとも、こうした記憶の承認が、アルジェリアとフランスの二国間関係を悪化させる場合もある。帰還者法は、両国の和解を想定しておらず、同法の制定によりフランス政府はアルジェリア政府による強い批判を受け、両国が 2003 年以降締結を目指していた友好条約の締結は、結局見送られる。アルジェリア社会のレベルでも帰還者法に対する強い批判があったことは、フランスの新聞やアルジェリアのフランス語新聞による報道からも読み取れる。他方のフランス国内では、国民的結合の促進について右派の政治家も左派の政治家も大差ない主張を展開していた。記憶関連法の制定過程を振り返ると、多様な記憶を承認しているように見せかけて、フランスの国民的結合が前提とする均質な文化や社会にそれぞれの集団の記憶を組み込もうとしていた様相が明らかになる。

第 4 章で研究する事例は、国立移民歴史館というバリエーションに位置する 2007 年に開館した博物館の常設展である。150 年に及ぶフランスにおける移民の過去をテーマとしたこの博物館について、著者はフィールドワークにより常設展を調査し、アルジェリアに関わる内容を分析する。その結果、アルジェリアに関する内容はアルジェリア人移民と引揚者とアルジェリア独立戦争でフランス軍の補充兵として戦ったハルキ(*harki*)と呼ばれる先住民のムスリムが有する記憶であることが分かる。つまり、排除の対象となりやすい者の記憶が承認されており、承認されているのはフランス本土における生活やフランス本土で受けた差別の記憶である。ところが、植民地支配自体がどのような問題を抱えていたのか、という点に常設展はあまり触れていない。たしかに、フランス本土における移民に対する差別や反植民地主義運動・独立運動への言及は多く見られ、植民地支配を肯定的に捉えた展示内容ではない。しかし、反植民地主義運動や独立運動がどういった植民地支配に伴う暴力から生

まれたのかは不明瞭である。常設展の中ではフランス本土における差別の過去を含むアルジェリアの記憶は承認されているが、植民地支配に伴う暴力からは切り離されている。そのため、支配する側であった引揚者と支配されていたアルジェリア人移民やハルキの間に支配—被支配の関係があったことが描かれていない。

本章はさらに、少なくとも 1992 年から移民をテーマとした博物館の構想が存在していることに鑑み、政府により検討されなかった構想、そして政府による移民博物館開館への取り組みを概観し、どういった議論の末、国立移民歴史館を作るにいたったのかを検討した。2001 年の政府の依頼による報告書（エル・ヤザミーシュワルツ報告書）と 2004 年の報告書（センター検討委員会報告書）を照らし合わせ、どういった議論の変遷があったのかを検討した。その結果、2004 年の報告書が移民統合の促進を強調している点を明らかにする。この点は、2002 年以降の政府による、任意で移民が署名する「受入れ統合契約」の導入などに代表される移民統合政策の強化と合致する。したがって、国立移民歴史館は移民統合を目的としており、とりわけ 2002 年以降の政府による統合政策の強化という流れの中に位置づけられる、と結論付ける。さらに、移民統合の促進が主な目的であるが、国民的結合の促進も国立移民歴史館の目的に含まれている点を指摘する。

第 5 章で研究する事例は、南仏に位置するペルピニャンにある「アルジェリア在住フランス人史料センター（CDDFA）」である。これは前の二つの事例とは異なり、自治体とフランス人引揚者の市民団体が協力して実現したものである。この施設の設立過程における政府の関与は確認できないが、オープニング・セレモニーに現役の大臣が出席し、サルコジ大統領のメッセージを代読したことから、政府が事後的にこの施設を肯定したと受け取れる。CDDFA には常設展があり、明確に植民地支配を肯定している。この章では、なぜこのセンターがそういった展示内容にいたったのかを考察して、ペルピニャン市と引揚者団体の「アルジェリアニストの会」が特別な関係にあったことが展示内容に大きく影響したからだを結論付ける。したがって、自治体のレベルでは、必ずしも移民統合や国民的結合の促進を目的として記憶の承認が行われるのではないことが分かる。すなわち、引揚者団体の権利要求および閉鎖的様態を許容する形で自治体は団体がかかげる記憶を承認したといえる。CDDFA の検討により、本来ならコミュニタリズムとして公権力によって批判されるべき共同体としての引揚者団体の権利要求あるいは閉鎖的様態が見られたにもかかわらず、そうした批判がなされず、コミュニタリズムという概念が政治的言説の中で恣意的に使用されるものであることを発見する。

以上のように、第 3—4 章は、国家レベルでは移民統合や国民的結合を促進するためにアルジェリアの記憶が承認されることを明らかにした。一方、第 5 章で、自治体レベルでは移民統合や国民的結合の促進のためではなく、特定の共同体の権利要求や閉鎖的様態を許容する形で記憶が承認されることを明らかにした。第 5 章ではさらに、コミュニタリズムをめぐる言説を考察し、第 2 章で提示したコミュニタリズムと移民統合と国民的結合の関係を精緻化した。

終章では、以下の七点を結論として指摘する。(1) 記憶は政治的な意図をもって利用されるので、場合によっては記憶の承認が抑圧につながる。(2) フランスの公権力により承認されるアルジェリアに関わる記憶は、植民地支配を肯定するもの、あるいは、否定しないものである。(3) 移民統合と国民的結合を目的とする国家レベルの記憶の承認は文化的

差異の否定につながるため、新たな被害を生む可能性がある。(4) 国家レベルにおける移民統合や国民的結合を目的とした記憶の承認に関しては、右派政党も左派政党も大きな態度の差を見せていない。(5) 国家レベルであっても、自治体レベルであっても、記憶の公的な承認は時には歴史修正主義、すなわち、史実の無視・捏造につながる場合がある。(6) 政府と自治体の政策における乖離がある。(7) 記憶に関わる政策領域においては、政治家や官僚のみが支配しているわけではなく、多様な市民団体の関与がある。

そして終章は、今後の課題を提示する。特に、翻訳が困難なコミュニタリズムという概念は、さらなる考察を必要とする。これは、平等という憲法上の原則に則した概念である一方で、マイノリティの主張や社会参加を排除するための極めて特殊な言説を為しており、フランス政治を理解する上で、その言説の生成および再生産過程や、マイノリティの排除およびマジョリティの特権化における機能を分析することが今後の研究課題となる。本論文は最後に、フランスとアルジェリアの当事者がどのように植民地支配と独立戦争をめぐる和解できるのかという課題について検討を試みる。

### 3. 論文の意義と評価

本論文の独自性と特徴、および、本論文の特筆すべき学術的貢献は、大きくいって以下の3点にまとめることができる。

第1に、本論文は旧植民地からの移民を包摂・排除してきたフランス社会に関する政治学的な研究として、その独自性を高く評価できる。本論文は、フランスの政府や自治体が1990年代以降、アルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶（アルジェリアの記憶）をめぐる態度を変えた経緯を重厚に記述し、その理由を、移民統合、国民的結合、そしてコミュニタリズムというフランス政治社会を理解する上での重要概念を駆使しながら考察している。

著者は、当然のようにフランス語による1次・2次資料を渉猟して記述・考察を深めている。政府や自治体の公的資料、法案審議過程や博物館・史料センター設置過程における議会の議事録や委員会報告書、フランス（および部分的だがアルジェリア）の新聞などのメディア報道などを徹底的に収集して読み込んでいる。さらに、様々な研究費を獲得して、パリの国立移民歴史館およびペルピニャンのアルジェリア在住フランス人史料センター(CDDFA)などのフィールドでの現地調査にも赴いて事例研究を深めている。こうした研究方法は正当に評価されるべきであろう。フランス語における先行研究では、本論文の言う「植民地支配に伴う暴力」の被害者側の認識などを記述するものが多い中で、本論文が特に第5章で、現地調査も踏まえて「アルジェリアニストの会」という引揚者団体（およびその集団とペルピニャン市との関係）について考察を深めていることは極めて高く評価できる。

本論文の独自性は、こうして積極的に収集した資料によって発揮されているだけでなく、重要な政治学的概念を使いながら一貫した議論を展開していることから発揮されている。本論文は、一般的に「(国民)統合(intégration)」概念で議論される実態について、多文化主義ではなく同化主義に近い「移民統合」政策を採用するフランス政治の特異性を

十分に理解した上で「国民的結合(cohésion nationale)」概念を用いて、記述・考察している。「移民統合」と「国民的結合」を促進する政策という観点から議論を展開する本論文は、さらに、「コミュニタリアズム(communautarisme)」概念にも依拠しながら記述・考察を深めようとする。このような理論・概念と実証・考察とのバランスの良さが、本論文の重要な特徴となっている。

本論文の一部は、日本政治学会、日本国際政治学会、日仏政治学会の各機関誌に査読を経て、公刊された3つの論文に基づいている。しかし、モノグラフとしての本論文は、第2章でフランスの政府や自治体がアルジェリアの記憶を選別的に承認したのは地続きの関係にある移民統合と国民的結合を促進するためだったという仮説を立て、第3章から第5章で仮説の検証を行うという構成をとり、適宜描かれる概念図とも相まって、複雑な実態を対象としながらも明快に議論を展開している。

第2に、本論文は戦争や植民地支配の記憶に関する研究（「記憶研究」）という分野に対しても重要な学術的貢献を果たしている。世界的には、第2次世界大戦のホロコーストなどの記憶をめぐる研究が展開しており、フランス国内でも、植民地支配に関する記憶をめぐる研究が展開している。こうした学際的な先行研究を踏まえながら、記憶の公的承認を研究テーマとする本論文の第1章では、ホロコースト、奴隷貿易・奴隷制、ドイツ領南西アフリカにおけるヘレロ人迫害、日系人強制収容などの記憶の承認に関する事例とも比較検討しながら、フランスにおけるアルジェリアの記憶の承認を研究する国際的な文脈を提示する。アルジェリアの植民地支配と独立戦争における複雑なアクター間の関係から被害・加害の単純な構図が成り立たないために、フランスにおけるアルジェリアの記憶の公的承認が困難であることを明確に指摘している。

本論文が、このような国際関係研究の立場から、第2章以降で焦点を絞るフランス政治社会の文脈だけでいきなり議論を展開していないことは大いに評価すべきである。著者は国際関係論の立場から、政府や自治体、市民団体といった多様なアクターや人の移動、植民地支配といった事象を研究している。「記憶研究」は、学術誌 *Memory Studies* が2008年に刊行を開始したことに象徴されるように若い研究分野である。歴史学や文化研究の一部と位置付けられることも多いこの研究分野に対して、政治学・国際関係論の立場から接近を試みる本論文は、歴史を持つ国際関係研究と若い「記憶研究」とを架橋する役割を果たすだろう。また本論文は、フランスによるアルジェリア植民地支配の記憶の承認を展示や法律の条文、政治家の発言などといった「表象的側面」から分析し、承認する主体が有する意図を明らかにするものであり、植民地支配に関わる「表象的側面」と政策は関連しているとするポストコロニアル研究と国際関係研究とを架橋する役割も果たすだろう。

第3に、本論文は植民地支配をした国（旧宗主国・フランス）とそこから独立した国（旧植民地・アルジェリア）との間の和解をめぐる国際関係研究として学術的貢献を果たすものである。本論文は、「現代社会が広く深く人々を身体的に、精神的に、社会的に傷つけた過去の事象をどう扱い、当事者がどうその過去を乗り越えるのか」を問い、「そうした過去をめぐる和解が必要であるという前提」に立つ（27頁）。しかし、「植民地支配に伴う暴力」に注目する本論文は、フランスにおけるアルジェリアの記憶の公的承認によって両国の和解が実現すると単純に結論付けることはしない。公的機関が選別的かつ制限的に記憶を承

認する行為は、むしろ和解の実現を遠ざけることが多い。植民地責任を回避するような記憶の承認も、被害者と加害者の間の和解を妨げる。第3章で取り上げた帰還者法（2005年制定）という記憶関連法は、そもそも両国の和解を想定すらしておらず、同法の制定過程と同時期に交渉されていたフランス・アルジェリア間の友好条約の締結は見送られることになる。この事象のように、記憶の公的承認が二国間関係自体の悪化をもたらすことすらある。

ヨーロッパの旧宗主国にとって、旧植民地からの移民をいかに自国社会に包摂するかは重要な政策課題である。ヨーロッパ統合の文脈で、EU加盟各国やシェンゲン協定締結各国の移民政策が「ヨーロッパ化」する傾向を見せる一方で、移民排斥を訴える極右政党の台頭も各国に共通する現象となっている。本論文は、フランス政治社会について、それをヨーロッパ各国と比較する研究でも、ヨーロッパ統合の文脈で研究するものでもない。しかし、こうした研究にもインプリケーションを与える本論文は、記憶研究や和解研究との関連に焦点を絞って、フランス政治社会の実態を記述・考察する作業に正面から向き合うことによって、独自性に富んだ国際関係研究を展開することに成功していると評価できる。

本論文は、上述したように高い独自性を有し、重要な学術的貢献を果たしているといえるが、以下のようないくつかの課題や批判を避けることもできない。

第1に、本論文でも明示されている今後の課題として、「コミュニタリズム」概念をもう少し精緻に定義し、フランスのコミュニタリズムに関する考察を十分に深める必要があるだろう。本論文の第2章および第5章は、移民をはじめとするマイノリティの攻撃的および閉鎖的とされる共同体が起こす現象、すなわちコミュニタリズムが国民的結合にとって脅威を成しており、脅威をなくすために統合という手段が必要とされたと論じた。さらに第5章は、同じような共同体が起こす現象が観察できても、コミュニタリズムだと批判される場合もあれば、そうした批判が見られない場合もあり、コミュニタリズムは政治的言説の中で政治家らが恣意的に使用する概念であることを明らかにした。だが、分析概念としてのコミュニタリズムと実用概念としてのそれが、まだ十分に区別されていない。第5章においてコミュニタリズムをめぐる実態を要領よくまとめた図6についても、マイノリティとマジョリティを区別する著者としての客観的基準を示すことはできていない。コミュニタリズムとは、1980年代のイスラム系移民の増大に対応すべく頻繁に使われるようになった政策概念に過ぎないのか、ナションと個人の間には共同体を作らないという普遍主義的な「共和国モデル」から逸脱する概念なのかという概念史についても研究を深める必要があるだろう。もっとも、フランスにおける移民統合と国民的結合を促進する政策の観点から事例研究を深めていた本論文が、それら2つの概念にコミュニタリズムという概念を加えて記述・考察する必要性をあぶり出したからこそ、このような今後の課題が出てきたのであり、むしろ論文の高評価と裏表の関係にあるといえる。

第2に、いくつかの概念や用語について、やや慎重さに欠ける使用をしているところが残っている。例えば、「特権的な立場」（14頁）、「文化的特徴の抑制」（70頁）、「国民的結合の促進、というナショナリズムの高揚」（91頁）、「史実の無視・捏造」（148頁）などの表現は、概念定義もなく十分な実証をせずに規範的判断を下していると誤読されかねない。また、フランス政治社会の研究では常識的な概念や用語について、もう少し説明を加えて

も良かったと思われるところが残っている。これは著者がフランス政治社会を熟知しているために詳しい説明の必要性を特に感じなかったからであり、口頭試験の質疑では満足いく説明を得ることができた。これらの概念や用語については、現時点で表現を大幅に修正しなければいけないほどの重要性も緊急性もないが、今後はもう少し慎重に使用され説明されるべきであろう。

第3に、フランスとアルジェリアの間の和解を論じようと試みる本論文は、加害者側の認識を中心として考察しており、被害者側の認識をもう少し見る必要があったのではないかという批判が出された。後者に関する先行研究がすでに多く存在していることが理由だとしても、両国間の和解を論じることが目的であるならば、一方の視点に偏っていると誤読されることは避けるべきであろう。

最後に、フランスを他のヨーロッパ諸国と比較する視座、および、フランス・アルジェリア関係を日韓関係など他の二国間関係と比較する視座も、今後の研究の発展を鑑みると、重要な課題となるだろう。これは、国際関係研究学徒として、記憶研究や和解研究という分野へのさらなる学術的貢献を果たすための課題でもある。

以上4点は、むしろ本論文を単著として刊行する際に求められる今後の課題であり、著者自身もこれらの課題については自覚していることが口頭試験において確認されており、それらが本論文の持つ高い学術的意義を低めるものではないと判断できる。

#### 4. 結論

本論文は、フランスの政府や自治体がアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶を選別的に承認してきた事象について、その国際的・国内的な文脈を踏まえ、移民統合、国民的結合、コミュニタリズムという重要概念に依拠しながら重厚に記述し考察を深めたものである。これは、フランス語・英語・日本語の1次・2次資料を渉猟し、かつ丹念に読み込むだけでなく、パリの国立移民歴史館およびペルピニャン市のアルジェリア在住フランス人史料センターなどへ現地調査も行い、新たな知見を提示した野心的かつ挑戦的な研究であると評価できる。また、日本語によるフランス政治社会研究としての意義を持つだけでなく、今後、その一部をフランス語や英語で公刊しても十分な独自性を持っていると評価される研究である。本論文は、日本政治学会、日本国際政治学会、日仏政治学会の査読付き機関誌などで公刊された論文に一部基づきながら、改めて、一貫したモノグラフとして全体を再構築しており、政治学・国際関係研究、とりわけ記憶研究や和解研究として重要な学問的貢献を果たしたものとして高く評価できる。

審査員一同は、以上のように本研究の価値を高く評価して、全員一致で、本論文が博士(政治学)の学位を授与するのに相応しいものであると判断する。

2017年6月14日

中村 英俊  
都丸 潤子  
森 千香子